

第四十六回国会 衆議院 農林水産委員会 議 録 第三十二号

昭和三十九年四月七日(火曜日)

午前十一時二十一分開議

出席委員

委員長 高見 三郎君

理事小山 長規君 理事坂田 英一君

理事谷垣 專一君 理事長谷川四郎君

理事本名 武君 理事足鹿 覺君

理事芳賀 貢君

伊東 隆治君 池田 清志君

宇野 宗佑君 大坪 保雄君

加藤 精三君 飯谷 忠男君

吉川 久衛君 小枝 一雄君

笹山茂太郎君 館林三喜男君

寺島隆太郎君 内藤 隆君

野原 正勝君 八田 貞義君

藤田 義光君 松田 鐵藏君

亘 四郎君 角屋堅次郎君

東海林 稔君 中澤 茂一君

橋崎弥之助君 松浦 定義君

湯山 勇君 稻富 稔人君

中村 時雄君 林 百郎君

出席政府委員

農林政務次官 丹羽 兵助君

農林事務官 昌谷 孝君

(農政局長)

委員外の出席者

参考人 (早稲田大学商学部教授) 末高 信君

(農林漁業団体職員共済組合常務理事) 河野 恒雄君

(全国農業協同組合労働組合連合会中央執行委員長) 嶋岡 静男君

専門 員 松任谷健太郎君

本日の会議に付した案件

農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇〇号)

農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律案(湯山勇君外十一名提出、衆法第一三三三)

○高見委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律案並びに湯山勇君外十一名提出、農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

去る二日の決定に基づき、参考人から御意見を聴取することといたします。御出席の参考人を御紹介申し上げます。農林漁業団体職員共済組合常務理事河野恒雄君、全国農業協同組合労働組合連合会中央執行委員長嶋岡静男君、早稲田大学教授末高信君、以上の方々でございます。

参考人各位には非常に御多用のところ、本委員会に御出席くださいますと、まことにありがとうございます。議題となっております向案につきまして、それぞれのお立場から、率直な御意見を述べさせていただきますようお願いいたします。

御意見の御開陳の時間は、お一人おむね二十分以内とし、御発言の順序

は、かつてながら委員長におまかせ願いたいと思います。なお、御意見御開陳の後、委員から参考人各位に対し質疑があるかと存じますので、あらかじめお含みおき願いたいと存じます。それでは末高参考人からお願いたします。末高参考人。

○末高参考人 参考人の末高でございます。まず、ここに取り上げられております共済組合法の改正問題に対する私の基本的な立場を申し上げ、続いて現に本院に提出されております二つの法案、すなわち、内閣提出の法案並びに議員提出の法案の内容につきまして、その所見を述べることにいたします。

この農林漁業団体職員共済組合の制度は、昭和三十三年四月の法律によって創設されたものであります。当時まで厚生年金保険法の適用を受けておりました農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、それから漁業共済組合等の農林漁業団体の職員に對しまして、大体国家公務員共済組合に準じまして、国立学校教職員共済組合並みの給付を行ないたいというわけでありまして、いわば厚生年金保険法の特別法として制定せられたものでございます。

ところが、この制度が準拠とし、模範といたしておりました国家公務員共済組合は、昭和三十三年の五月に全面改正を見、新しく立法せられました。また、私立学校教職員共済組合は、三十六年の六月に大きな改正をしたので

ございます。さらに地方公務員共済組合は、三十七年の九月に制定せられるというふうなわけで、逐次それらの共済組合には改善が加えられたにもかかわらず、この農林漁業団体職員共済組合は、それら他の共済組合における改善に見合うところの改正を行なうことなく今日に及んだことは、不思議というほかに考えようがなく、むしろ、この制度の管理、運営の衝に当たっておりますものの怠慢を非難せられたいと思ふのであります。すなわち、この制度の改正が今日取り上げられべきことは、ややおそきに失したうらみがあります。ぜひ本国会において実現を見るよう、強く希望するものでございます。

私は、ただいまこの共済組合の改正は、むしろおそきに失したものであり、今日この程度の改善を行なうことは当然であるとしたのでございます。それは必ずしも、社会保障制度のあるべき姿あるいは公的年金のあるべき姿として、このような共済組合という形態、特にこの農林漁業団体職員共済組合のようなものの存在を、あくまでも今後も肯定するということを意味するものではないのであります。すなわち、このような共済組合、特に農林漁業団体職員共済組合のような形態は、わが国の社会保障制度ないし公的年金制度が整備して、真にすべての国民、一人一人の国民の老後の生活、廃疾の生活、あるいは遺族の生活を、健康

で文化的な水準において保障することができるようになった際には、当然その存在の意味が失われるものでありまして、したがって、そのように一般的な社会保障あるいは公的年金制度の整備せられるまでの過渡的な期間に限って、存在の意義がある、こう考えるものでございます。その一般的な社会保障制度あるいは公的年金制度の整備の暁には、これらの共済組合というものは、いわばその上積みを保険するところの任意組合として初めて存在することができると考えておるのでございます。

このような見解は、実は昭和三十三年本共済組合の創設に際し、その諮問を受けたところの社会保障制度審議会の意見のうちに、明確に打ち出されたものでございます。すなわち、昭和三十三年三月に、農林大臣の諮問に對し、その回答として社会保障制度審議会の打ち出した意見は、次のとおりでございます。

その第一点は、この農林漁業団体職員共済組合は、年金一元化の方向に反する。国民年金の実施も目前に迫った今日、このような部分的措置をとらうとする政府の考え方には賛成できない。

第二点は、もし農林漁業関係団体職員の福祉の面からその必要がありとするならば、厚生年金の上に積み重ねる方式をとり、職場を変更してもその勤務年限、勤務期間はすべて通算せられるようにくふうすべきである。

第三点は、このような要望のあらわれるのは、現行の厚生年金制度に魅力が欠けておるからであり、その早急の改善を行なうべきである。

こういうのが社会保障制度審議会の意見であつたのであります。この社会保障制度審議会以外には、農林漁業団体職員共済組合の立法、運営問題を審議する審議会はないのであります。

その唯一の審議会の賛成を得られなかつたのでありますからして、政府としては、この共済組合を創設すべきではなかつたと考えます。そうして政府が、この審議会の意見を求めておきながら、それを無視してこれを設立したのであります。

しかしながら、すでに樹立せられて六年を経過したこの共済組合の存在は、厳たる事実でございます。この存在を否定することはできないのでありますから、このたびの改正案についての諮問に対しましては、社会保障制度審議会は、本年一月三十一日の答申によりまして、これを了承したのであります。

私の見解も、全くこの審議会の意見の線に沿つておるものでございます。すなわち、この共済組合の厳たる存在を前提とするとき、今回の改正は当然であり、むしろ、おそきに失する。ただし、今後の農林漁業団体共済組合は、おのおの国定公務員共済組合ないし私立学校共済組合と歩調をとみにして改善せらるべきである。あとで申し上げますが、それを著しく逸脱するということはない、この際厳に慎むべきであつて、考へております。将来の構想としては、国民年金を改善し、その年金額を全国民に対する基本年金として与える、被用者、つとめ人一般に対しましては、

報酬比例部分を加える、この報酬比例部分は、職域ごとにこれを定め、勤務期間を通過し、さらに私的年金と調整する必要があるということを考へております。したがうして、私は、国民年金、厚生年金の給付をこの際至急改善すべきであるというふうに考へるものでございます。

さて、ここに提出されております法案の個々の問題につきまして、私の意見を開陳することは、多少長くなりまして、省略したいと思ひます。

そこで、内閣提出の法案は、おのおの現在の国家公務員共済組合ないし私立学校教職員共済組合の線にまで高めるといふのでございますからして、私は、ちやうどその程度の改善がこの際なさるべきであるというふうに考へております。そこで、二、三の問題につきまして、気のつきましたことを申し上げてみたいと思ひます。

標準給与でございますが、これも、このたびは、政府案といつたしましては、六千円ないし七千五百円に改正せられようとしております。これはまだ案が審議会において練られておるものでありまして、ここで申し上げることなどかと思ひますが、厚生年金の改正案といふものが、従来は三千円から三万六千円であつたところのものを、この標準報酬を六千円から七千五百円に引き上げようといつたしております。

したがうして、下限六千円、上限七万五千円といふのは、国家公務員共済組合は上限を十一万円といつたしておりますの比に比べて、ややもの足りな

い感がないとはいはせませんが、しかし、この農林漁業団体の職員の方々の現実の給与は七万五千円を上回るもの

がきわめて少ない。パーセンテージにいたしますと、一、二%というところであるように聞いておりますので、この際は、この程度の改善がまず至当ではないかというふうに考へられるのでございませう。

それから私が申し上げたい第二点でございますが、それは退職年金の額の最低保障として三万五千五百二十円といふものがあげられておりますが、これは議員提出の法案によりまして、九万六千円といふことになって、最低賃金八千円と見合うところのものが考へられてゐるのではないかと考へております。しかしながら、厚生年金におきましては、定額部分が四万八千円、比例部分が最低六千円でもって二十年間経過したといふと考へまして、一万四千四百円、合計六万二千四百円といふことになるのでございます。もちろん、共済組合といふ仕組みと、それから厚生年金の仕組みは、仕組として多少異なる面がございますので、三万五千五百二十円という線も、いろいろ計算の基礎があるかと思ふのでござい

ますが、この点は、むしろ厚生年金における六万二千四百円という程度に引き上げることが望ましいのではなからうか。というの、農林漁業団体職員共済組合は、厚生年金ではもの足りないといふので、特別法として成立したものであるといふことを考へますと、ただいま申しました厚生年金の今度の改正案の程度におきましてその最低保障をつけることが至当ではなからうか、これが私の意見でございます。

その次に、障害年金でございますが、障害年金が、政府案によりまして一級、二級、三級とそれぞれ規定

せられております。これも、このたびの厚生年金の改正案は、必ずしも最低保障といふものをつけておりませんが、二級におきまして、大体基準年金、すなわち、二十年つとめたところの被用者に対する老齢年金に該当するものが二級年金の額であるといつたしますと、六万二千四百円、その一二五%が一級年金でありますから、七万八千円、その七五%が三級年金になりますので、四万六千八百円、これも先ほど申しましたように、共済組合の立て方と厚生年金の立て方は、多少基礎的に違ふことがございますので、このとおりになるかどうか、多少計算上の問題があるかと考へますが、およその種の共済組合ないし厚生年金といふものは、国民生活の少なくとも最低を保障しようといふのでございまして、から、厚生年金を引き上げられようとするその額にまではこの最低保障を引き上げるのが、当然ではなからうかと考へております。

遺族年金につきましても、最低保障が二万一千三百六十円ということになっておりますが、これは厚生年金におきましては、少なくとも月四千円、すなわち四万八千円を最低保障として取り入れようとしておりますので、その程度のものであれば、遺族の生活を保障するといふことはなかなかむづかしいのではなからうか、当然四万八千円の程度になさるべきではなからうかと考へております。

それから最後に、掛け金の問題であります。これは政府案は現行どおり、議員提出の法案によりまして、掛け金は同じでございますが、別に国庫から百分の十八の補助を受けるという

ことになっております。これは国家公務員共済組合にいたしましては、公共企業体職員共済組合にいたしましては、ないしは地方公務員共済組合にいたしましては、掛け金の率が、国あるいは公共企業体といふものと、それからこの職員との間に差があるといふことは、国庫補助までも加えてその料率に差をつける、~~国~~がもうすでに五十五分の十の負担がそこにあるのだといふことではございませんか、これはむしろおかしいのではなからうか。現在のよう

にやはり折半にいたしまして、別に国庫補助を百分の十五取つたほうが、公務員並みの五十五ないし四十五といふ、百分の十だけ国が特別補助の形で出しているといふことよりも、むしろ、政府案のほうが有利になるのではなからうかと考へております。

こまかい点、まだ申し上げたいことは多々ございしますが、私の一般的の意見並びに法案の内容についての見解、以上をもちまして陳述を終わりたいと思ひます。(拍手)

○高見委員長 この際、委員諸君に申し上げますが、末高参考人は所用のためお急ぎのようでございますので、末高参考人に対する質疑がございしますならば、この際これを許します。――足鹿君。

○足鹿委員 末高先生は御多忙であるやうでありますので、ごく簡単に、これは三人の方々に共通した重要な点でございしますが、とりあえずお尋ねをいたします。と申しますのは、法案そのものにも

と、何か完全積み立て方式というそう
でございしますが、こういう制度が適当
であるかどうか。政府は、今度の改正
によって非常に社会保障的な面を強調
しているわけです。しかし、現実を受
給する側、給付を受ける面からいいま
すと、さつき足鹿委員のお話にありま
したように、高級中高年層の人は直接非
常に利害関係を感じるかもしれませ
ん。おそらく単協の農業協同組合の組
合長さん、理事者級の人は、これは農

業協同組合の組合長さんや理事者級に

なりますと、相当の資産もありますし、村でも相当の実力のある方々で、むしろ、政府の言うように社会保障制度を誇張するならば、純粹に勞務を提供して給与を受けておる人たち、農業關係の諸団体においてそういう労働条件にある人たちのことを考えなければならぬけれども、その人たちはわりあい若い人たちである。これから二十年も千分の四十七か八もかけていくという人たちですね。そして二十年前に給付を受ける。そのときには積み立て金は千四百億円もある。こういう制度、これが根本的に考へて、この制度

がいいのか。あるいは賦課方式という

のですか、大体その年、従業員諸君のやめることはいろいろわかりますから、その人たちに必要な面だけを最小限度積み立てていって、そして相互扶助的な、しようがないから、政府補助が千分の十五しかないわけですから——さっき先生のおっしゃった公務員は千分の五十五だといいます。これは国家が五十五全部負担するわけですが、こちらのほうは使用者と被使用者が負担して、これは使用者が民間なんです。政府ではないのです。国庫補助と

いうのは、年間二億あるかその程度な
んですね。給付額の千分の十五と事務
費ですからね。こういう政府が責任を
持つ社会保障制度でもないし、そうか
といって、営利を中心とする民間の保
険制度でもないし、そうかといって、
低賃金の労働者諸君に、低賃金の割合
にしては高い掛け金をかけさせて、そ
して実際はわずかなものしか支給され
なくて、十年先には千四百億の積み立
て金になる。これが政府の財政投融
資、大蔵省が運営の主導権を握って
いくという制度です。根本的にいって、
この制度が、ほんとうに農業団体に従
事する労働者に対しての社会保障的な
役割りを果たしておるかどうか、私た
ちは若干考えざるを得ないのです。こ
とに、大蔵省が年間わずかに二億かそ
ら出しておきながら六十億もの積み立
て金の主導権を自分が握ろうとしてい
るなんて、これは大蔵省のためにみん
なが金を積んでいるようなものと思
います。大蔵省は、それを今度は政府
債を持たせる、電通開発につき込む、
鉄道につき込む、電信電話につき込む
む、こういう大きな事業につき込むと
いうことになる、このために、賃金の
安い農業関係の労働者が、乏しい賃金
から掛け金をしていくということも考
えられますが、そういう点のように
お考えになりますか、お聞かせ願いた
いと思います。

○末高参事 答えを申し上げま
す。
社会保障の一環としての社会保障で
ございいますが、社会保障か、社会保険
か、いろいろこういう点について問題
があるように考えております。そこ
で、この長期計算ということを考えま

すと、いまの完全積み立て方式が一番
完全であって、そのゆるぎなき給付の
基礎を絶えず逐次築いていく、これが
いいということになっております。世
界を通過したとしても、社会保障な
いし社会保険というので、完全に賦課
方式をとっておる、すなわち、ただい
ま年金支給をしなければならぬ人た
ちの年金の総額を、現在働いている人
の俸給の中から取り上げて払っていく
というのが賦課方式でございしますが、
こういう制度をとっている国は、いわ
ば小国とまではいかなくとも、第一級
ともいへば国家ではあまりやってお
らぬと考えていいのではないかと。そ
で、この二つの方式の利害得失はいろ
いろございします。積み立て方式は、何
よりもまずインフレに弱いというよう
なことがいわれておりますが、しか
し、インフレというものを他の国家の
経済政策によりまして消していく、大
きなインフレでないようにするという
ことをいたしますれば、むしろ、賦課
方式より、積み立て方式のほうが、年
金というものの制度を維持していくた
めには、給付を完全に約束していくた
めには、とるべき方策である。たとえ
ばドイツ、アメリカ、イギリスは多
少緩和はいたしておりますが、積み立
て方式をとっておるというようにな
こと、ございまして、世界の大きな国々は
大体積み立て方式をとっている。そ
で、その積み立て方式をとりますと、
その資金は大蔵省が握って、いわゆる
財政投資のほうに向けられることは、
庶民から収奪した金を国家資金に投入
する魂胆ではないかという見解がある
わけにございしますが、これは日本の国
家の成長ということを考えますれば、も

ちろん、その十分な資本を資本家階層
の収益、利潤あるいは蓄積からのみ準
備していくこともあるいは可能である
かもしれないが、しかし、今日の段
階におきましては、やはり国家が発展
していくための基盤をつくり上げるた
めの資金は、九千万国民の総力をかけ
て蓄積したところの資金がそれに利用
されるということは、必ずしも私は不
当であるとは考えておらぬ。そういう
意味におきまして、それは使途につき
まして、単に資本家の、ある特定の会
社の営業基盤を拡大するような意味
で、もしもその資金が投入せられると
いうことになれば、これは不当でござ
いますけれども、しかし、国民経済全
体の基盤を整えていくという意味にお
きまして、その資金が使われるという
ことは、必ずしも非難されるべきこと
ではない、これは私の立場から一応申し
上げてみたいと思うのでございします。
○林委員 ただ、先生のおっしゃる一
流国というのは、社会主義の国々でそ
ういう方式をとっておる国があるなら
ば、私教えていただきたいと思いま
す。寡聞にして私は聞いておりませ
ん。ただ、先生のおっしゃる一流国と
いうのは、資本主義の国の一流国とい
う意味にとつていいのかわるか。それ
からも、農業関係に従事している労
務者が、国家全体の発展のために、資
本家と同じように寄与しろというな
ら、税金を納めて、給与所得者は
みな源泉課税でとられて、給するの
から、その上に社会保障に名をかり
て、名をかりてか実質かは別とし
て、乏しい賃金から掛金をとつたもの
を、先生は、この金は、資本家はかり
でなくて、農業関係の従業者も、国家

全体の発展のために、大蔵省が握って
使うことについてはがまんしろという
お話でございしますけれども、しかし、
国家全体の発展のためには、農業自体
が発展することも重要なことな
す。そうすれば、農業関係の人たちの
乏しい金を出したこの積み立て金は、
本来は農業関係に、ことに農民とか
農業の労働者、生産的な農民の育成の
ために使うことが、なぜいけないでし
うか。大蔵省がこれを握って、大蔵省
が監督したか、それから財政投融資に
要する政府債のほうへ突っ込むことを
われわれはがまんしなければならぬ
のか。農業の発展のために、たとえ
ば農業関係の労働者が自分のうちを建て
たい、あるいはいろいろ金の必要があ
るので、それを借りたいとか、その人
たちの生活を守ること、国家発展の
ために重要なことなものです。そういう
自由が制限されているということ、
この制度の中からわれわれは聞いてい
るわけなんです。ことに農業共済組合
の運営に働いている人たちの賃金まで
が大蔵省の干渉するところとなつて、
事務費の補助とか協議事項というよ
うなことで、なかなか思うようにいか
ないというところすら聞いておるわけ
なんです。それほどの干渉をこの制度で
甘んじなければならぬのか、私はこ
こで先生と論争するつもりはありませ
んけれども、参考までにお聞きしてお
きたいと思ひます。

○末高参事 いま社会保障の積み立
て金の運営につきましても、御意見であ
ったと思うのでありますが、これは確
かに大蔵省の資金運用部の中に投入を
せられておりますが、しかし、それが
必ずしもいわば大企業の基盤を育成す
るというもののばかりに使われているわ
けではない。たとえば八郎潟の干拓で
あるとか、愛知用水であるとか、多目
的ダムの建設とかいうようなものは、
ほとんど農民の階層の方を主として
行なわれたところの投資であるように
私は考えておるのでございまして、そ
の全体の、いま国で握っているところ
の財政投融資の資金は、毎年一兆数千
億円のほるわけにございしますが、そ
の一兆数千億の内訳をどういうぐあ
いにすることがいいかという個々の問
題につきましても、いろいろ御議論が
ございしますが、しかし、必ずしも
大企業の事業を発展させるためにの
み使われているわけではない。大企業
の存在も、日本の国力を増進するた
めにももちろん必要でございします。現在
の経済成長の大きな部分が大企業によ
って占められて、そのことが回り
回って国民全体の生活を潤している
というふうなことは、ここで申し上げ
るまでもないこととございしますが、そ
れにも増して農民その他の階層の方にも
できるだけの資金が流れてまいります
ように、国としてもいろいろ配慮
しているでございします。しかし、私
自身は大蔵省の資金運用部の審議会に
名を連ねておまして、常日ごろそう
いう点におきまして注意を払っている
ものでございしますが、なおいろいろ御
注文がありますれば私もにもお聞かせ
を願って、そして国全体の経済の成長の
立場から、そういう点をよく考えて
みたいと思ひます。

○足鹿委員 先ほど一緒に申し上げて
おけばよかったのですが、私の先ほど
お尋ねを申し上げた点について、末高
先生の御答弁がありました。どうも

議論になるようですから、これはまたの機会にいたしますが、いま林君から指摘された問題も、私は申し上げようと思ったのです。別に私どもは、国が政府保証債をもって大蔵省が介入したり、農林省がそういうことに同意をするということ、それ自体は間違っていないとは思いません。ただ、有効な効率運用をすることによって、いわゆる福祉厚生施設や、従業員に対する給与の改善であるとか、労働条件の改善、そういう面にもっと恩典がいく、こういうことになりますと、結局余剰金の三分の一を、しかも銘柄まで指定して、監督権に名をかりて介入をしていく、そういう行き方に問題があると私は思うのです。ですから、ほんとうに国が必要と認めるならば、政府保証債のような低いものではなくして、もっと効率運用になるような利息を払う、こういうお考え方で御指導になるならば、これは問題がないのです。私どもは、資本家の生産基盤の拡充などに使われるということではもったのほかでして、その点は先生と全く同感ですが、かりに国がやるにしても、全く上から押しつけてくる、これを聞かねば考えがあるんだ、何かそういうものをちらつかせる。そういう行き方に、林君が指摘されたとは別な角度からいっても、私は一つの問題があると思うのです。最初は預金部資金に出せ、こういう意見だったのです。それが今度政府保証債になる。しかも、三分一を出せということを農林省、大蔵省、年金当局も了承の上、何でも書面によって確認されておる。ところが、基金の最高決議機関である組合会は、先般も与野党のわれわれに、組合会の決議として、

絶対反対の意思表示をしております。要するに、年金そのものは、少なくとも政府の若干の援助を受けておりますけれども、あくまでも自主的な機関を持って運用されておる。その組合に何らの権限を与えずして、いわゆる官僚が天下りの政府保証債を押しつけてくる、そういう行き方は非民主的である、年金の自主運営を著しく阻害するものである、この点はお認めになると思うのです。議論はそこから発展して、その人の問題になつては、これはまたいろいろな御議論があるうと思ひますけれども、その点については、著しく名は民主的な運営の姿をしておるわけではありせんけれども、実情としては、私どもの承知したところによると、そういう実情でありますので、それに対する御見解をひとつ聞いておきたい。

それから、いま先生たちも、非常に熱心に厚年法の改正を、来年から月一万円ということと検討をおやりになつておることは、まことにけっこうです。その場合に、高齢組合員に対する年金の在職中の支給の問題が取り上げられておるやに聞いておるのでありますが、厚年法の改正によりまして、六十五歳以上の被保険者に対しては、二十年以上の期間を有しておる場合は、在職中でも年金を支給する在職支給制度を設けるように考えられておるといふことは事実でありますかどうか。もしそうだといたしますと、この間政府が私どもにくれました資料によりまして、農林年金加入者において、農事組合法人、漁業生産組合法人等が入つて

おるのです。いわゆる農地法と農協法との改正によりまして、働く農民以外には農地の取得あるいは使用、収益権の取得ができなかったものが、先年の改正によって、農業法人にもその取得が認められるようになった。そこで、農業の近代化の一環として協業、共同化が進行しつつある。ところが、この人々にはいつまでも雇員関係は生じません。何かの事情でよそへ行かなければ雇員関係は生じない。資格の喪失ということはないといひます。と、やはりこういう事情のもとに置かれておる人々に対しては、在職支給制度というものが必要になつてきやしないか。あるいは厚生連に働いておる医師の場合も、一つの実情として出てくるのではないか。医師の場合には別に定年制等もございせんし、やはりこういう点は将来——これは職員の年金ではあります、あり方いかんによつては、農業の共同化等が進んでいった場合には、農民年金的な方向も引き出せる、これはよほど先のことだらうと思ひます。しかし、そういうことも夢ではないと私は思うのですが、いわゆる高齢組合員に対する在職中の支給問題について、どのようにお考えになつておりますか。ひとつ御見解を承っておきたい。

それから、既裁定年金の引き上げの問題がございます。これは私どもも社会党としては、別案にスライド制を含んだ案を提案をいたしておりますが、今回の法改正によって、今後年金受給権が発生するものの給付水準は改善されたいと思ひます。すでに年金を受けてしまったものにはその恩恵が及ばない。これは申し上げるまでもないことなんでしょうが、一方恩給や国鉄共済組合等では、既裁定年金についても引き上げを行なわれておるのでありますから、これに準じた方向で考えるべきではないか。そうすれば、第一間に私が申し上げた点は、これの運用なり、これに関連した適当な措置を考へていきますならば、完全通算制をカバーすることも一面可能になつてきやしないか、そういう気もするのです。何しろ私どもはあまりこういう問題については詳しくありませんので、そういった点について、虚心たんかいにお尋ねをいたしておるのであります。ひとつ御所見を承つておきたいと思ひます。

○末高参考人 お答えを申し上げます。第一点でございしますが、なるべく積み立て金を効率運用いたしますと、組合員のための福祉事業その他に還元できるのではなからうかというお話でございしますが、効率というものは、大体危険を伴うのが普通でございします。それで危険を伴わない程度の絶対安全と、いふことになりましたと、先ほど来お話がございましたところの政府保証債と、いふようなことになつてしまふ。そこで、その道を通じまして、還元融資と地元の産業なり農民になるべくその資金が潤うようにというやり方が、民間の資金として株式を購入いたしまして、高利回りに——一割にも回るものがございますので、そういうようなものが、社会保険の積み立て金の運用につきましては、常に争われておる問題でございします。しかし、一方において絶対確実を要求せられるということになりますと、還元融資であるとかあるいは効率運用であるとかいふようなことも、ほどほどにしなければならぬ。その妥協点がどこにあるかということ、見る人により多少違ふと思うのであります。かりに、農林省の経済局あたりが非常にやかましくその運用について言うといふのは、あるいは親心という気持ちで誤りならしめるのか、それとも官僚として行き過ぎな干渉をしていかうかといふことは、個々の問題についてでないと、私十分に意見を申し上げることはできないのでございしますが、その点はなかなかむずかしい問題である。非常に抽象的な言い方でございしますが、この場ではそう申し上げる以外に手はない。

その次に、在職年金の問題ですが、年金というものは、退職をして老後生活をしなればならない資金のために与えるのでございまして、働いて一方において資金を得ながら、一方において国から、あるいは公的な制度から年金をもらうといふこと自体、非常におかしいと思つておる。そこで、現在政府案として打ち出されております厚年の改正案には、確かに在職年金の規定がございしますが、私個人の見解から申しますれば、非常にその点は反対でございします。そこで、これは、いろいろな方々がやはり最低賃金につきまして関心をお持ちになつておる。特に社会党の方は、全国一律八千円の最低賃金というふうなことが、政策の中に申しますか、御主張の中にある。そういうくあいに最低賃金を全国一律に年齢を区別しないで定めるか、あるいは年

齡ごとに技術ごとに存じませせんが、ある程度はつきりした最低賃金が規定せられるような場合には、この在職年金なんというものは、もう非常に不具な、おかしい形でありますから、当然廃止しなければならぬ。いま現に社会保険審議会あるいは社会保障制度審議会に諮問されております厚生年金の諮問案の中には、在職年金というものがあつたのでございますが、これはきわめて過渡的な意味において許さるべきものであるということが、理論的にもはつきり申し上げることができ、こう考えております。

それから、既裁定年金をある一定の基準まで引き上げるといふ問題は、年金という形でいくか、それとも生活保護基準をある程度引き上げるといふことに見合つて、いろいろものを考えなければなりません。しかし、一ぺん与えた権利、軍人恩給なりその他のいろいろ類似の制度におきましては、既裁定のものまでも逐次引き上げるような方向に進んでおると私は存じておりますが、ああいうようなやり方が、はたして社会保障全体の立場から申しまして安当であるかどうかといふことは、私自身非常に疑問に考えております。したがつて、既裁定年金の引き上げをいふことで私の意見として即座に御賛成申し上げるといふ気持ちにならぬ。それはいろいろ関連事業、ことに社会保障関係の生活保護その他の事業との関連において考えなければならぬ、こういうふうな考えております。

○高見委員長 湯山君。

○湯山委員 簡単に三点だけお尋ねしたいと思ひます。

一点は、いま御答弁いただいたことに関連のある問題でございますが、既裁定年金の引き上げは、先生がおっしゃいましたように、恩給等におきましては、昭和二十三年六月あるいは昭和二十九年一月、それ以後二回にわたつてベース改定が行なわれております。これは必ずしも先生がおっしゃるようなことだけではなくて、今日のような経済の変動の大きい、つまり、物価の変動が大きいときには、既裁定年金の額をそのまま踏襲していったのでは、年金本来の目的である生活を維持することができない、そういう観点から、今日のような日本の国情、経済情勢の中では、そういうことを考えていかなくてはならないのではないかと。したがつて、いま先生の審議会に諮問されておる厚生年金におきましても、既裁定年金受給権者に対しても改正法を適用するといふことがとられておると承つております。そうすると、この農林年金の場合は、今年度からほんとうのこの支給が始まるわけですから、その期間の大部分は厚生年金期間にまたがっております。十五年くらいまたがっております。その厚生年金は、これはいろいろいわれておりますけれども、当初の発足は必ずしもほんとうに生活を保障するといふ意味じゃなくて、軍事費の調達という面もあつたと承つております。そういう厚生年金に準仕してきたこの農林年金がいま実施されようとするときに、ただそれはそのままで、運が悪かつたんだからしかたがないとか、そういう性格のものでなくて、さかのぼつてそれらも検討するといふ必要があるのではないかと。先生が最初御指摘になられた、おそきに失するといふお

ことばは、私そういうことも含めての御意見じゃないかといふことを感じましたので、その点についてはもう一度御所見を伺いたいと思ひます。

第二に、お伺ひしたい点は、国庫負担の問題でございますが、これは、農林年金に対する国庫負担というのはきわめて中途はんばになつております。政府の案もそうですけれども、社会党から出しておる案は、これは数理的保険料については折半する、他の整理資源その他については、これは事業主もしくは国が負担する、こういうしたてまえをとつております。そういうしませんが、実際には給付の一五％を国が持つといふたてまえになつておりますけれども、整理資源の分は持たないといふことになつております。たゞ、実際の給付の一五％ではなくて、一三％、新法においてもその程度しか持たない、こういうことになつております。その中で、そういう制度の改定あるいは経済事情の変化といふことに伴つて起るものについては、これは本人負担にしない。つまり、当然本人が持たなければならぬものを数理的保険料の半分、こういうことではないか、決して差をつけたいのではないかと。これを私は持つておりますので、これも先ほどの先生の御意見と若干違つておるかと思ひます。これも伺ひたい点です。

これとつながつて、先ほど先生の御答弁の中に、新法適用をさかのぼつて——ほんとうの給付といふのはこれから始まるわけですから、いままでのものはかりのものであつた。今度改正になつたものが本来あるべき姿であるから、これを全部に適用するといふこ

とについて、先生から平均標準給与が三カ年が適用されるからといふことでございまして、これは、私ども政府案を見まして、切りかえ措置の第六条以下ではもうなつていないと思ひます。やはり旧法期間に旧法による平均標準給与をとつております。加算率も同じに旧法をとつております。そうすると、改正法の恩典といふものが、全然現在まで苦勞してきた人たちに及ばない。これは一般的にいへば、国家公務員、地方公務員等は、すでに相当のものがあった改正ですから、それは考えられるとしても、農林年金のように非常に悪条件にあつて、今日では厚生年金よりも悪くなつております。三万五千五百二十円という保障は、いま支給されておるもの、適用されようとするものについて計算をいたしましたところ、そこまで達しないものがずいぶんたくさんございまして、そういうときには、むしろこれはいま改正になるものであつても、なおかつ当然あるべきものよりも悪条件にあるといふような観点から、せつかくの改正を、先ほど申し上げましたベース改定適用、適用する、私には、この際全部に適用する、私は、特にこの年金の性格から考へて、そうあるべきではないかと思ひますが、それについての御意見を伺ひたいと思ひます。

なおまた、厚生年金が改正されようとして、いまのようにほとんど完全適用が行なわれようとしておる。ところが、この農林年金におきましては、先生御指摘になりましたように、障害年金においても、この年金の最低保障額においても、現行厚生年金のあとを追うような形になっております。しか

し、これは年金の制度のできる経過から見て、厚生年金のあとを追うのではなくて、それよりも、少なくとも私学共済なり、あるいは国公、地公共済に準じていくといふことになれば、厚生年金よりは一歩前にいつてゐる、こういう形が、成立の経過から見ても望ましいのではないかと。ところが、いま先生御指摘になりましたように、そういう標準給与の最低額にしても、あるいは標準給与自体にしても、政府案では低過ぎるような気がいたします。それから障害年金あるいは遺族年金の最低保障額、これらは現行厚生年金のあとを追つてゐる。これは全くこの年金のできた趣旨に反するものである。反するものであるといふのは、言い過ぎであつたとしても、はなはだそれはよろしくない措置であるといふことが言えると思ひますが、それについての御意見を伺ひたいと思ひます。

以上、問題が重なりましたので、たいへんごたごたいたしました。ひとつお願いしたいと思ひます。

○末高参考人 お答えを申し上げます。既裁定年金をどうするかといふこと、もちろん、農林漁業団体職員共済組合といふものは、名前がそういう長い名前でございますが、社会保障の一環であり、それによりまして、国民の生活を保障しなければならぬ、少なくともその職員の生活を保障しなければならぬといふ観点に立ちますと、やはり恩給であるとか、あるいは厚生年金であるとかいふものが、既裁定のものにつきましても、逐次経済の成長、物価の高騰に伴つて改正をしていったといふことにかんがみまして

も、これは当然考慮せらるべきである。しかし、どの程度の考慮ができるか、その費用は全部何でもかんでも国から出すのだということになりますれば、それはどの程度でも改善できるわけでありすが、しかし、この制度自体をあまり大きくこわさない、しかも、国庫からの負担と申しすか、投入せらるる資金も、他とのつり合いにおいて著しく不当でないというように限度におさましては、これを改善いたしますことが当然であろうというぐあいに私も考えております。

それから第二点は、おのずから第一点と関連があつたと思うのでありますが、国庫負担、特に整理資源はどうするか、こういう問題は、先ほどの第一点のお答えのときに申しましたように、制度全体を著しくこわさない、しかも、他の制度に対する国家資金の投入と申しすか、あるいは国庫負担の割合が著しく不つり合ひでない程度におさましては、整理資源をある程度考慮するということが当然ではなからうか、これはやはり限度の問題だと思ふのでございます。

それから新法の適用、たとえば、二十一年でもつてこの農林漁業団体職員共済組合の年金をもちろむというものの、過去十五年は厚生年金の部分であつた、その部分をどうするかという問題は、厚生年金保険の改善、既裁定なりあるいは過去の標準報酬の引き上げというものが逐次行なわれておりますが、そういうものと見合う程度におさましては、これはやはりその限度におさましてつなげる。つまり、旧法の部分と、新法の部分をつなげると、新法でもつて直ちにこれをいってしまふとい

うことは、他の制度に属しているものに比へまして、多少不均衡な措置になるのではなからうか、かよう考えておるのであります。

○湯山委員 もう一つは、いま最後にお尋ねいたしました、厚生年金のあとを追うような形をとっておるいまの年金のあり方というものが、これは法律の成立の経過等から見て、望ましくないと、むしろ、それは間違つていゝ言つていただいてもいいのじやないかと思ひますが、その点いかがでしようか。

○末高参考人 私が先ほど申しましたのは、少なくとも厚生年金の改善に合う程度において改善する、その上をどの程度にするかということ、限度がよくないといふことは、受給者の立場からいへば、よければいいほどいいにきまつておりますが、しかし、他のいろいろな制度の受給者等との関連におきまして、最低限度を厚生年金の今の改善に見合う改善は必要ではなからうか、こういうお答えにとどめておきたいと思ひます。

○高見委員長 それでは次に、河野参考人をお願いいたします。

○河野参考人 私から、発足以来の状況について、まず御説明申し上げたいと思ひます。

当共済組合は、三十四年一月一日に発足をいたしました、五十年ちよつと経過をいたしておるわけでありすが、ようやく軌道に乗りかかつたところでございますが、関係各位の御支援によるものと厚く感謝をいたします。この法の適用対象団体でございますが、発足当時は約二万五千団体ござ

いました、現在は二万二千団体とかなり減少いたしております。組合員のほうは、発足時二十九万五千人でございましたが、昨年の十月では三十三万一千人と逆にかなり増加をいたしておるのでございます。

組合員の標準給与につきましては、発足時、三十四年度末でございすが、それが大体一万一千円でございすが、昨年の三月末では一万六千円というふうになり、かなり上昇いたしておるわけでございます。

それから掛け金でございすが、組合員の増加並びに標準給与の上昇に伴ひまして、掛け金の告知額も、昭和三十四年度では大体一年分三十一億程度でございすが、三十七年度では五十四億程度に増加をいたしておるわけでございます。

掛け金の収納につきましては、ほかの制度に比へまして、規模の小さいものもありすが、収納方法も毎月各団体個々から払い込みを受けておるわけでございます。これは現在大体系統金融を通じて納入をするようにいたしておるのでございすが、発足当時各都道府県に農林年金連絡協議会というものを設置いたしまして、各系統団体の連絡協力をいたしまして同時に、こ

ういう掛け金の問題等につきましても、督励指導に協力をいたしたくといふふうにいたしておるわけでございます。これと並行いたしまして、掛け金の問題につきまして、さらに振替決済あるいは代理納付制度という方式をできるだけ普及いたしまして、掛け金が円滑に納入されるようにくふうをいたしておるわけでございます。現在こ

う方式を採用いたしておりますのが約九千四百団体ございまして、掛け金の収納の円滑化に多大の効果をあげておるわけでございます。

給付につきましては、給付の件数の最も多いのは退職一時金でございすが、なお、この制度の根幹であります退職年金は、三十七年六月に二十四名発生いたしました、その後漸次ふえまして、本年の三月では百二十九名というふうに相なつておるわけでございます。

厚生保険特別会計から交付金を受けることになつておるのでございすが、これは当共済組合が発足いたしましたとともに、厚生年金期間を運算いたしましたので、厚生年金特別会計から所要財源の移管を受けるということになつておるのでございすが、そのための厚生年金の被保険者期間の確認作業であるとか、あるいは交付金額の計算作業というものを、三十七年八月に、約三力年間にわたりまして作業を行なひまして、終結をいたしました。そして三十八年十二月に交付金の精算交付を受けております。これは概算金としておりまして、その後の精算追ひ払い金として、利息を含めまして約十二億、合計三十九億という移管を受けたのでございします。

福祉事業でございすが、当組合は、ほかの共済組合とは異なりまして、短期給付事業をいたしております。したがらしまして、組合員と日常的に接触する面がやうとくになるという面もございします、この福祉事業にはできるだけ意を注いでまいりたいといふことで今日までやっております。まず三

十五年には福祉部という組織をつくりまして、三十六年から障害者に対する義肢補助器とか、さらに翌年におきまして京都に会館を開設し、また三十八年には長野県に温泉療養所を設置しますとともに、岩手県にも保養所を設ける、そのほか、福井県、別府等につきまして近日開設する準備を進めておるわけでございます。

資産の運用でございすが、資金は、農林中央金庫等への預金あるいは農林債券その他有価証券の取得、それから貸付信託、不動産あるいは福祉事業施設のための福祉経理への貸し付けというふうな点で運用いたしておるのでございすが、昭和三十三年三月末におきましては二百二十九億ということになつております。大体有価証券が相当の量を占めておられて、約七五・七%を占めておるわけでございます。その他、預貯金、貸付信託、不動産、他経理への貸し付けということになつておるわけでございます。

以上のような業務の執行につきましては、議決機関をいたしまして組合会があるわけでございますが、一年に二月と六月の二回開催をいたしております。また理事会を毎月開催いたしまして、業務の執行をいたしましては、理事長のもとに常務理事が二名、職員が百六十名、機構をいたしまして、一室三部六課といふことで業務を分担しておるわけでございます。かような状況で今日に至つておるわけでございます。

なお、御提案になつております法案につきまして、意見を申し述べさせていただきます。この共済組合法は、三十三年の四月

に制定をされたわけでございますが、私立学校教職員共済組合法、地方公務員共済組合法が相次いで改正をされました、当共済組合といたしましては、その当時、成立後なお日が浅いために、十分な準備ができませんで、改正が困難でございましたが、今回改正法案が国会において審議されることになりました、まことに喜んでおる次第でございます。

給付水準につきましては、かねてよりおおむね国家公務員共済組合法の水準程度には引き上げたいということで、関係各位に御要望申し上げておったわけでございますが、今回政府が提案された法案におきましては、主要な点につきましては大体入れられておるというように考えております。

まず、改正の要点でございます給付水準につきましては、給付の基礎となる標準給与の算定期間並びに退職、障害、遺族等の給付水準につきましては、大体国家公務員共済組合に準じて改善されておりますが、なお退職年金、遺族年金の最高限度につきましては、実は百分の六十ということになっておるわけでございます。この百分の六十と申しますのは、大体三十三年で頭打ちということになるわけです。現在のところ、直ちに影響はございませんけれども、将来において実態に必ずしも一致しないように改正をすることが必要ではないかというように考えます。

なお退職、障害、遺族各年金には、いずれも国家公務員共済に準じまして、最低保障額が新設または改定されておるわけでありまして、これは現行厚生年金の基準を下回らないという観点から定められておると考えられるわけ

であります。先ほどから話が出ておりますように、現在厚生年金保険法の改定が種々論議せられておるわけでございます。その改定によりまして、これに順応するようにぜひ改定をしていただきたいというように考えております。

それから標準給与の問題でございますが、月額表が改定されて、六千ないし七万五千円という二十八級に改定になっておるわけでございますが、組合員の給与の改善も漸次進行しておる傾向にございますので、将来実態に必ずしも改定がされるように御考慮願いたいと思つておるわけでございます。

その他、掛け金の徴収、審査会の審査規定の整備の問題あるいは余裕金の運用等につきましては、規定が整備されましたが、農林漁業団体に対する貸付けができる規定は、資金還元という意味から考えて有用であると考えておるわけでございます。

最後に、法改正に伴う財源の問題でございます。今回の改定によりまして、掛け金率は千分の九十六程度になるのではないかと考えておるわけですが、現行の七十八に對しまして約十八の増加ということになります。給付改善のためにはやむを得ない点もございまして、農林漁業団体の経営並びに組合員の給与の実態等から見まして、将来国庫補助の増額についても御考慮をお願いしたいと思つておるわけでございます。

以上、政府案に対する意見を申し上げましたが、要するに、本案は十分は申せませんが、現状においてはやむを得ないところではないか、将来

来においてなお改善をひとつ御考慮願いたいというところでございます。

次に、湯山議員をはじめ議員提案になつております改正案について申し上げます。

法案の概要は、政府案と同様の点が多いのでございますけれども、若干違つておりますところは、給付内容につきましては、退職、障害、遺族それぞれ年金の最高限度並びに最低保障額が大幅に引き上げられておるという点が第一であります。

第二点は、退職、障害、遺族のそれぞれの一時金につきまして、支給資格の期間あるいは刻みの期間というようない問題が現行どおりになっておるようになっています。

第三点といたしまして、最低保障額がスライディング・システムになっておる点であります。以上のように、給付内容につきましては、政府案に比してなかり引き上げられておるというところでございます。給付改善という点から見まして、まことに望ましいものでございまして、やはり給付の改善は当然所要財源の増加ということに相なってくるわけでありまして、かなりの掛け金率の増加ということも予想されておるわけで、これにどういふふうに対処していくかということが問題であらうかと思つて、特に法案に示されておるスライディング・システムということにつきましては、年金の価値を物価変動から保障するというような点につきまして、社会保障制度として望ましいものであるというふうには考えます。

しかし、最近の物価ないし生計費の変動状況から見まして、最低保障額の引き上げによる所要財源は、かなり長期

的な財政計画について検討しなければならぬのじゃないか。現在の完全積み立て方式を維持するか、あるいは修正賦課方式にするかというふうな、基本的な問題まで検討を要することになりはしないかという点を考えるわけでありまして、

以上、簡単に申し上げますが、意見を申し述べさせていただきます。

○高見委員長 次に、嶋岡参考人をお願いいたします。

○嶋岡参考人 全農協労働の嶋岡であります。

このたびの、農協団体のうち、特に農協に働く諸君の長年要望されておりました農林年金法の改正につきまして、かような国会の御審議の場に職員代表が参考人として呼び出されましたことは、非常にうれしく思つております。また農林水産委員会の先生方に敬意を表したいと思います。

ただいま御二人から参考意見が出たわけでありまして、一人は第三者であり、他方は管理者という立場でございます。私は全農協労働の委員長として、特に単位農協、県連、全国連を問わず、農協に働く従業員の意見を申し上げまして、この年金給付に利害を保持する者として、そういう立場から、三点について簡単に意見を申し上げます。

まず第一点は、農協の労働者の生活と労働条件の実態についてであります。第二点は、農林年金法の改正法案に対する意見、最後に、農林年金の運営についての意見を申し上げます。

第一の農協に働く従業員の組織の現状であります。全国連の全中とか全販とか全購、全共に働く職員は約四千人であります。県連は約二万人であります。単位農協に働く職員は約十五万人ほどおるわけでありまして、約十八万人おるわけでありまして、その圧倒的な数は単位農協に働く職員であります。この人々の労働に対する報酬、いわゆる賃金は、二、三日前農林省から参考資料として出されましたものにも明示されておりますように、三十七年度末現在で農林年金標準給与として出されております額は、平均一万六千四百四十円となっております。全国連が三十九年一月現在においても平均三万円そこそこ、県連が約二万五、六千円、したがって、平均一万六千四百四十円というこの数字は、これ以下の職員が三分の二いるというところでございまして、したがって、高校を卒業して十八歳で初任給六千円という、こういう低賃金者もあり、年齢が三十歳で子供二人、女房ともに家族四人で一万五、六千円、こういう状態の職員も圧倒的におるわけでありまして、参考に、今日における生活保護法の受給額そのものが非常に低いということで、生活保護者自体からその引き上げを要求されておるわけでございます。現在、東京都一級地として四人家族で生活保護法としての支給を受けるのは一万四千二百八十九円でございます。これ以上、実質的なものとして、所得税、住民税が非課税であり、子供の給食費や教科書代は無償交付、こういうことでいきますと、単位農協に働く職員は、働きながら、しかもその働きがよい、朝の八時から夜の九時、十時という、労働基準法も何もない、前時代的な労働条件

の中で、いわゆる病気があつたのは働く場もない、その中で給付を受ける生活保護法の給付額以下の賃金で酷使されておるといふのが、今日の農業協同組合における職員の実態なんではないかと。そういう実態をこの農林年金法においてどのようにして運用するか。農林年金に対して期待する職員のかまえないものは、今日の国家公務員だとか地方公務員だとか教職員というような立場とは、おのずからその姿勢が違ふわけなんです。

しかも、そういうような状態を改善しつつある傾向にあるかという、そうでないわけですか。これは九州の一例でございますが、大分市の戸次町の大南農協というのが、三年前に五つの単協が合併した。合併の理由は経営困難だということで、三年前に合併して、農家戸数二千戸、職員五十人というふうな大型化されたわけなんです。ところが、合併してからは経営は困難だということで、職員に支払う賃金は三年間据置きでございまして、本年三月末現在の平均賃金が、平均年齢二十八歳で一万二千六百円、こういう状態でございます。

また、テレビあるいは農業雑誌等で、農業の近代化、大型農協、日本の近代化農協と宣伝されておりますが、奈川県の津久井郡農協は、五年前に、郡一円の一の単協が合併して、郡一円の農協が発足したわけなんです。合併によって、なるほど見せかけは、事務所は三階建ての鉄筋の建物ができ、そして机やその他の施設は新しいものに切りかえられました。そこには働く約二百数十人の職員の待遇は、今年一月一日現在一万七千四百七十円、こういう

ような劣悪な、しかも、これらの農協は、八時、九時、十時まで残業しても残業手当一銭も出ないという、おそれるべき労働条件が、単位農協で現実に行なわれていくわけなんです。農業の経済の中での変動といふんです。そういうものと全く一致した形で、農協の職員といふものに對して、過酷な労働と不当な労働条件が強制されておる。

しかも、ここで先方先生にぜひ知っていただきたいのは、単位農協に働く職員は実は労働者でなかつたわけでございます。数年前まではいわゆる兼業農民であつたわけなんです。かたわらで農業を営んで、そうして農業協同組合の職場にという形で、農業協同組合の仕事に従事しておる。したがって、数年前までは、その主たる生計の財源といふものは、自家農業所得に依存していたわけなんです。だからいままでは、農業協同組合で受ける報酬といふものについて、低かろうと安かろうと、不当な労働条件であらうと、それほど文句も出なかつたし、したがって、作業能率という問題につきましても、田植え時期だとか稲刈りの時期だといふことになれば、事務所を休んで農協そのものも店じまいをして、職員が百姓をしておる。ところが、この数年間の動きは、農民そのものが出かせぎをして、農民そのものが農業外収入にだんだん依存度を高めるとともに、農協の職員も、農協から受ける賃金収入に経済的基礎としての依存度を急速に高めてきたわけなんです。ということで、この数年にして初めて、農協に働く職員が労働者としての位置づけができてきたわけなんです。そういう傾向の中で、急速に農業協同組合の職員の中に労働者として

目ざめが出てき、しかも受ける賃金とか労働条件といふものは、農業協同組合の理事者そのものが、全く農業協同組合法の精神の立場に立っていないから、押し迫る農業経営の危機、農業協同組合の経営の困難さによって来たるしわ寄せをすべて農業協同組合の職員にのみしわ寄せしておるという傾向でございます。ですから、要求し、そして農業協同組合の経営改善に立ち上らなければならぬというものが、この二、三年來の特徴でございます。

戦後民主化政策の三つの大きな柱とした労働者の確立問題について、農業協同組合に実は労働組合といふものがほとんどなかつたわけでございます。労使慣行といふものが行なわれなかつた、農業協同組合に職員の組合がなかつた。ところが、この二、三年來、急速にそういうものがつくられてきたのは、外からの圧迫、圧力でもなければ、ほかからの誘導でもなくして、農協に働く職員自身の生活と権利を守りたい、しかも農業協同組合をよくしたいという、そういう自発的な行為、職場にみずから十人であつても十五人であつても職員組合をつくらざるを得ないような傾向が出てきておるわけなんです。にもかかわらず、そのみずから職員としての生活を守るといふことについても、その経営者である農協の組合長以下理事者が、いわゆる戦前のおくれた思想の上に立っておりまして、憲法第二十八條の団結権の問題にしても、労働組合法の問題にしても、労働基準法の適用の問題についても、全く理解されない、むしろ、そういうものについて偏見を持って対処し

ておる。したがって、農業協同組合における労使の慣行といふものが、そういう戦後十五年、二十年を経過してきてきた経過でございますので、ほかの団体のように戦後すぐ職場に労働組合をつくったケースでございませんで、今日における農業協同組合の労使の紛争といふものが、質の違った形で、経営者は農業協同組合に對して異常なまでに偏見を持った姿勢で臨まれております。そのために、いたずらに労使の紛争といふものを混乱におとし

ておる。したがって、農業協同組合における労使の慣行といふものが、そういう戦後十五年、二十年を経過してきてきた経過でございますので、ほかの団体のように戦後すぐ職場に労働組合をつくったケースでございませんで、今日における農業協同組合の労使の紛争といふものが、質の違った形で、経営者は農業協同組合に對して異常なまでに偏見を持った姿勢で臨まれております。そのために、いたずらに労使の紛争といふものを混乱におとし

いれておる。そういう単位農協の態度が果連に反映し、果連のそういう役員の考え方が全国連に反映しまして、全国連合会も、二、三年前までは、労使双方がもっと正常な立場で団体交渉等も運営できたのが、一昨年ごろから、ことしの場合も、賃金の改善の要求を契機としまして、全国中央会、全購連、全販連、全国共済農協連の四連がいま労働争議を行なっておりますが、これはすでに二、三ヶ月を経過しております。すなわち、会長なり副会長なりという理事者の責任者が、団体交渉に不参加しない。そして常勤の職員上がりの常務理事一名ずつだけを労働組合の代表との話し合いの団体交渉の場に出席して、それでいんだというふうなことで、単位農協におけるそういう労働組合に對する偏見が、果連、全国連にまではね上がった、全国連のうな近代化された労使慣行をつくらなければならぬ団体においても、紛糾を起しておる。果連におきましても同じような状態で、しかも最近の傾向として、大きな資本家すら顔負けするような、反労働者的な、反農民的な労務管理といふものが、急速に強めら

れておる。こういったことが言えるわけなんです。

しかも、最近、農業協同組合の近代化といふことの中で、農業協同組合の合併が政府の方針として進められておりますが、この中においても、農業協同組合のほんとうの体質改善といふものは、働く職員の質的向上といふことが行なわれなければならないわけでございます。したがって、単に経営企業としての改善策の方針ばかりでございまして、先ほど大分県の大南農協の例のごとく、職員の賃金改善はストップ、また退職給付積み立ての引き継ぎといふようなことは、全部新しい農業協同組合に切りかえられる、こういう傾向でございます。したがって、新しい職員の確保に年々二〇％ずつ退職し、職員の質も徐々に女子化してきておる傾向といふのが言えるわけでございます。そういうふうな傾向でいきますと、いかに体質改善をしましても、農業協同組合としての真の役割りといふものがきわめて困難である。

そういう現状でございまして、今回改正されようとしております農林年金法そのものについても、実は掛け金等の問題、見合ひに關係しまして、二十年先の問題について、ほとんど七〇％までか婦女子と若い層でございまして、実はイメージとして、昭和三十三年の法制定ころの年金と、今日の六年経過してきまして年金の実際の運用の問題を判断して、多くの農協の職員は、むしろ掛け損なんだ、年金といふものに對する自分たちの期待といふものがきわめて裏切られておる、一部の農業協同組合長だとか、あるいは一部

の五万も六万も高給を取っておる、そういう経営者の人たちに對する年金であつて、ほんとうにかますをかつぎ、運転手としてハンドルを握っている、あるいは伝票を切っているという人たちにとつては、安い賃金の中から掛け金を取られるだけで、何の魅力もないじゃないか、むしろないほうがいいんじゃないか、こういうことを言う職員すら最近では出てきておるわけでございます。

そういう観点から申し上げまして、この法案について、お手元のほうへ私どもの見解を資料としてお配りしましたので、その詳細は省きますが、まず、おも立つた面だけで申し上げますと、今回の改正の中で、特徴的といわれておりますのは、先ほどの質疑の中にも出されました、新法が適用されない旧法期間の問題でございます。これは農林年金の改正の要求事項の中には、こういう問題が全然出されていなかったのですが、新しい政府案の附則第六条を見まして、初めて私ども、これはとんでもないことだということ、これについては非常に遺憾の意を表しておきたいと思ひます。今回の法改正で、年金の支給額が百分の三十三・三から百分の四十に改正するとか、あるいはその他のいろいろの最高標準方式の引き上げとかいうようなものが行なわれまして、実際の改正法案が実施されます昭和三十九年十月一日以前の、現在すでに農業協同組合発足以來働いておる職員には、今日せっかく先生方が御努力願つて、法律を改正してやるんだ、過去二年間の運動の中で、私たちの前に、全国の仲間がはがき陳情その他で訴えたことに對し

て、御好意としてここに目の目を見た法改正が何にもならない。こういうようなことになりまして、全くほかのところがいかに改正されましても、死文にひたしいということ、きわめて裏切りのなことになるのではないかと、切りのなことの感じすら、恩をあたにするような心配すら私どもするわけでございます。

また、掛け金の問題でございますが、なるほど給付額がふえることによってその財源として当然ふえるわけでございますが、この点についてこの法改正では、現行七・八%に對して九・六%が見込まれ、約二〇%の引き上げになりますが、私どもの考え方としては、基本的に社会保障制度としてのそういう性格と、特に農林漁業団体の今日置かれてゐる、先ほど申し上げました農業協同組合のそういった役割、その実態としての低賃金、生活保護の給付額より低い賃金で働いておるそういう職員が、ここに期待するの、は、まさしく社会保障そのものでござい、ます。しかし、社会保障そのものでいつまでもたつてもわれわれは時期的に時期を損するので、たまたま農林年金法という形で、私どもこれを足がかりにしておるわけでございますが、にもかかわらずこれが掛け金をさらに上げて給付をよくしてやるのだといううなことは、まさしく私どもの期待を裏切るものでございまして、当然これらの点については国庫補助額の増額ということでぜひとも見合つていただきたい、かように考へておるわけでございます。次に、資金運用の問題でございます

す。先ほどの質問にも出てきておりましたが、私ども、理事者側も職員代表も農林年金法の改正については予想もしてゐなかつたことが、法第七十条の五号という形で、農林漁業団体に對する貸し付けワケを新設されておりますけれども、こういったことにつきましても、私も強く反対するわけでございます。なぜならば、五十三条を規定されましたいわゆる福祉事業に對するところの事業そのものが、過去六十年間見ておりましたも、職員の福祉事業としての面が決して私ども十分であるとは考へておりません。むしろ、そういうふうな貸し出し制度というものを新設するのであれば、五十三条の福祉事業の項で規定して、現実的に職員に對する福祉施設なり、住宅なり、あるいは生活資金等々で苦勞し、高い利息で資金等々これをまかなつてゐるような現状でございますから、そういった点に對して、この農林年金運用資金を職員の福祉厚生として貸し出すような制度に踏み切つていただきたい、かように考へておるわけでございます。

さらに次には、農林年金の運営そのものの、いわゆる政府機関の不当な干渉の事実があるわけでございます。その点につきましては、この農林年金制度が組合等民主的な議決機関があるにもかかわらず、そこで定められる事業計画、予算等についても、農林大臣の承認、認可云々といううなことで、實質上組合機関が民主的な役割りというものが阻害されてゐる。そういった点についても、あくまでも組合会というものを議決機関として優先するような形――また、そういったことが、特に勞使慣行におけるところの職

員の賃金問題についても、最近特に大蔵省の干渉が非常に強く、せつかく勞使間で話し合ひができて、賃金の改善をしようとしたしましても、現にこのしの場合におきましてもそうですが、他の政府関係機関との見合わせということ、大蔵省がこれに對してプレッシャーをかけてゐるために、勞使双方で当然きめられるべき賃金改定問題まで紛糾を起し、農林年金における職員組合は、百目以上にとつてこの勞働争議がやつとこの間妥結した。そのため、農林年金事務そのものも非常に混亂してゐる。これは農林年金管理者の責任を問うとともに、農林年金当局に對する政府の干渉が明らかに不当である、こういう事実があげられるわけでございます。そういったことで、法改正そのものについて内容はいろいろあるわけでございますが、その点、実は御参考にお供した資料で、省略させていただきます。

以上が私どもの今回の農林年金法改正に對する見解でございますが、最後に、この機会に、私ども農業協同組合に働く職員は、その任務が他の生産工場とか企業と違ひまして、いわゆる農民の生活の向上と農業生産の向上をはかることを目的とした農業協同組合の事業を担当するものでござい、ます。で、私どもはどうしても農民なり農業の發展ということに非常に関心をもち、なければならぬわけでございますが、とりわけ農村の現場におります私どもとして、先生方にぜひとつ取り上げていただきたいのは、最近の農民の労働条件が非常に変わりつつあります。八割、九割までの農民が、なれない農作業以外のいわゆる土木事業と

か、あるいは都市のそれぞれの下請工場に働いておられますが、これらの農民の労働そのものに對する保障制度、あるいは労働賃金の保障制度、あるいは労働条件すべてに對する保障制度が全くないような状態でございます。こういった年金審議の中で、さらに農民の労働に對するそれぞれの保障措置、いわゆる農業労働災害補償の問題なり、あるいは農民の出かせが就勞に對する賃金保障の問題なり、あるいは労働条件の改善に對する保障制度の問題なりもあわせて取り上げていただいて、ともども農民の生活向上と農協の職員の向上が並行して進められるよう、先生方の一その御努力、御協力をお願いしまして、非常な僥越でございますが、職員を代表しての私の陳述を終わりたいと思ひます。(拍手)

○高見委員長 以上で両参考人の御意見開陳は終わりました。

○高見委員長 これより兩参考人に對する質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。足鹿君。

○足鹿委員 他の同僚委員からも御質問があるかと思ひますので、二、三お尋ねをいたします。

最初に、河野さんと嶋岡さんの御両氏に、末高参考人に尋ねた点をさらにもう一つ突つ込んでお尋ねをいたしますが、ただいまも嶋岡参考人は、今度の経過措置に見られる更新組合員に對する年金支給の問題については、完全通算を期待しておつたところが、ふたをあげてみたら、これが裏切られた、きわめて遺憾であるという旨の御発言

がございました。つまり、厚生年金部分と旧法に基づく農林年金部分と今度新しく改正される年金部分、三段階になる。ですから、今後給付を受けるべく新しく採用された者は、新法である程度その要望が満たされるわけでありますが、これは重複を避けまされども、今日までこの問題をひっさげて苦勞をされた人々の期待には沿っていない。これは厳然たる事実であろうと思います。

この点について、河野常務に私はお尋ねをいたしたいと思いますが、このような事態を、他の私学も大体同様という方法だ、あるいは国家公務員、地方公務員の場合にも大体そういう慣例だ、だからいたし方がないのだ、こういうお気持ちでございしますが、事前にこういうことになるということを

知っておいて、その是正のためにどのように御努力になったか。先ほどの御陳述を聞いておりました、私非常に遺憾に思いますことは、あなたは年金の理事者としての立場よりも、農林省の監督官庁の立場でものを言っておるような印象を受ける。まことに遺憾に思います。どっちなんですか。あなたはこの法律をつくるときの農林省の農協部長として、最高の責任者であった。その気持ちがいまだに抜けないで、年金の理事者になっても、この根本的な、致命的な欠陥に気がつかないのか、気がついたといたしましても、他との関連上やむを得なかったで済むとお考えになつておられますか。この問題が解決されない本法の改正というものは、画竜点睛を欠く。他の枝葉末節の問題はともかくとして、この問題を解決せずして年金の最高理事者としての責任は全

うされたと考えません。荷見さんは遺憾ながら高齢のゆえをもつて、理事長として御勤務になつておりましたけれども、御多忙であると同時に、最近惜しくも故人となられました。荷見さんの偉大な日本の農政における足跡を、この一点において私どもはあえて故人にむち打つようなことは考えておりません。あなたがその最高の責任者だと思ふ。新理事長を迎えられたけれども、これはまだ未知数である。着任されたばかりである。一体このことを知っておったかどうか、知っておったとするならば、是正のためにどういう努力をされたか、今後どういふふうに対処されるか、この点を、まず一番重要な点でありますので、お尋ねをいたします。

○河野参考人　ただいま御質問の点でございしますが、新法と旧法の合算の問題につきましましては、ただいま御質問の中にもございましたが、共済組合の法律改定の際に、給付の内容を改善する際にとられております一つの原則と申しますか、そういったものがあるわけでございます。共済組合の中には一つの保険原理、保険原則というものが入つておるのであります。もちろん、社会保障制度の一環でございますから、社会保障制度的な要素もあるかと思ひますけれども、その経理の面におきましては、そこに保険の原則というものが入つておるわけでございます。そういう意味におきまして、今回の改正の場合には、新法と旧法とを別々に計算するという原則で、この法律改正ができておるように思ひます。また、私ども法律改正につきましましていろいろ要望いたしております際も、大

体国家公務員の給付水準まで引き上げたいということを基本的な考え方としてやつてまいつたのでございます。その点につきましまして、過去においてすでに期間を持っていた人が現在にやめる際に、そういう点で非常に期待に反するのじゃないかというお話でござい

ます。そういう点がまさにあらうかと思ひます。新法開始間もなく退職されるという方につきましましては、この法改正による恩恵をほとんど受けることができないというところがあるかと思ひます。しかし、また一方、これを通算いたしましたして新法によることといたすにすれば、いまのような人の年金部分を後者が負担するという面もあるわけでございます。したがいまして、古い期間を持つておる人が今回やめられるというところにつきましましては、そういう恩恵を受けられないという点で、まことにごもつともな点であると思ひます。また、そういう方につきましましては、何らかの形で通算されるといううなことが可能であれば、非常に望ましいと思つたのでありますけれども、いま申し上げたような保険原理の原則と申すものと、いま申し上げたような通算というものとをうまくかみ合わせることは、どうやらたうかみ合うだらうという点で、私は非常にむづかしいので

はないか、かように考へておるのでございします。足鹿先生のおっしゃる点は、私よくわかるのであります。かような点について、施策上、つまり、保険の原則をある程度尊重しながら、いまのような考え方もそこに織り込んでいくということが、どういふふうにできるであらうかということについて、非常にむづかしい問題がある

のじゃないか、かように感じておるわけでございます。

○足鹿委員　聞けば組合会があるようですが、組合会はこれではよろしいと言いましたか。あなたの方の年金の最高の議決機関に組合会というのがあるそうですね。組合会とはあなたの方の最高の意思決定機関であつて、従来の予算、決算、事業計画等その議決に基づいて行なわれるものに対して、大蔵当局、農林当局は、予算上もいわゆる金額の中身にまでも干渉しておる。自主性というものが完全に喪失しておると私は思ひますが、これはあとで農林当局に質疑をして申し上げたいと思つておりますが、とにかくにも組合会はこれではよろしい、こういう決定でござい

しましたか。私どもの伝え聞くところによりますと、私どもの同僚も組合会に議席を持つておる者も多数おりますし、私も重大な関心を持つております。うううことだったのです。気がついておつても、この問題を保険数理上無理だ、こつたことでは、理事者として私は済まされたいと思つております。私は、こゝであなたと論争を繰り返したくないと思ひますが、保険数理という面からいいますと、掛け金率の問題になつてくるので、掛け金率の問題に山委員が申されましたように、若干国が事務費についても考慮する、掛け金面においても考慮する、こういうことになつておりますけれども、これを完全通算した場合、どの程度掛け金率に響いてくるかというのを計算したことはないが計算をしてみました。政府案でいったとき、二万円をとつておる

組合員として千分の九十六、だから掛け金の負担は、団体は九百六十円で、個人が九百六十円、折半ですから、百八十円程度の値上りになる。完全通算をしたときに千分の九になる。これだけ上がるということになるかと思ひます。ですが、これは先ほども末高さんに私は申しましたように、組合員の掛け金負担が増高しないように国がめんどうを見るべきである。完全通算はしないわ、掛け金は上がるわ、そういうことで、一体このたびの法改正の期待に沿うことができませんか。掛け金率について国とどういふ折衝をなさいますか。国が、普通の保険の数理理論の上からいつて、これはどうもそうむやみに他の例もあつて負担することができない、しかも保険数理だ、こういうことであるならば、社会保障的な意義が失われるのみならず、先ほども言いましたように、普通の民保といたして変わらぬことになる。健全な株式投資をして老後の保障をしたほうが、かえつて組合員はそれよりも興味があると極言して差しつかえないと思ふ。そういう運営などというものを私は言つておるのではない。あなたの方が特にこの制度を設けられたということは、普通の場合と違つて、厚生年金から分離をして出してきた。その当時は、分離のために十分な点はあるが、やむを得ない、追つてこれはすみやかな機会に改正するのだということ、それも分離しておる歴史も、先ほど申し上げたとおりなんです。だとするならば、保険数理の上からのみこれを判断するということでは、あなたの方の責任を果たされたいと思ひます。どういふふうに対処

されたか、どういふふうか今後対処されるかというのを私は聞いておるのです。知っておられたならば、こういう大きな盲点とか、致命的な欠陥を知っておって、これを死にもの狂いになってあなたは一べんでもこの問題について組合員に訴えられたか、組合に実情を事前に報告をして、そして政府要路にもこの実情を訴え——与野党にも良識を持っていたる者はたくさんおるのです。この問題の改正が必要なのは、みな存じておるのです。なぜあなたはもっと熱意を持ってこれに対処しないのか。少なくともあなたが第一線に立って働いたという事実はどこにありますか。あなたの先ほどの陳述を聞いておれば、農林省の立場です。農林省はもって克明にわれわれの問題点を説明しているのです。あなたの参考意見などを聴取するまでもありません。どこに問題点があったか、率直にこういう問題を取り上げて、この問題とどう取り組んだけれども、こういう結果になった、これについてひとつ協力を求める、こういう参事人としての希望をこめた、三十二万の組合員を代表した要請をあなたはすべきではなかったですか。私はそう思う。これ以上申し上げません。今後ともどういふ御努力をなさるか、いままでどういふ御努力をなさったか、あるならば具体的にお願いします。何もなさらなかった、しかもこういうことでは、組合員の期待に沿えない。組合会としてのものむことができないという結論に達したではありませんか。あなたは出処進退を迫られたというかつこうも出ているのです、こういう重大な問題を見のがしたという問題になれば、も

しこれが本委員会の審議を通じて与野党の意見が接近をし、よく検討をして、修正になっていくということをおわれわれは期待いたします。しかしながら、これは大蔵当局等が中に入り、今日までの経過から見ても、なかなか問題はありません。そうならなかったときには、これは重大な責任問題です。私は決してあなた一人にこの責任を負わそうとは思いません。思いませんが、先ほど鳴岡参事人からもお話がありまして、あなたのとこらの年金は、一年間に百日間もストライキが起るその原因は、同じ政府関係機関よりも雇用条件が著しく悪く、給与も月額三千円ないし五千円も低いからです。この給与についても、毎年繰返し争議、紛争が絶え間がない。ほんとにあなた自身が、熱意を持って組合員の立場を考え、あるいは基金の運用の面について職員その他の立場を考えて今日まで対処されておったならば、私は、事がこのような事態になるまでに、問題はもう少し前進しておったと思う。非常に遺憾に思います。もう一点ほかの問題がありますが、御所見があれば承りたいと思います。

○河野参事人 ただいまの足鹿先生の御話、私身にしみて感ずるわけでございます。私といたしましても、年金の発展のために万全の努力をいたしたいと思ひますが、力が足りませんで、なかなか皆さんの御期待に沿うようにできないことは、まことに遺憾でございます。今後大いに努力いたしたいと思つておるわけでございます。

ただいまの話に出ております問題につきましては、先ほど申し上げましたように、私どもといたしましては、国

家公務員共済組合の給付水準までとにかく上げる、いろいろまだ問題はございますけれども、第二の段階として、それぞれの問題について解決を今後進めていきたいということを基本の方針といたしまして、これまで進めてまいったわけでございます。したがって、ただいま問題になっておりますような点もあるわけでございますけれども、この点につきましては、おっしゃる点、まことにごもっともな点があると思うのであります。しかしながら、これを解決するにいたしまして、この収支相等の原則というふうなものをどこまで勘案していくかというふうな問題も出てまいるところでありまして、なかなかむずかしい問題がございます。先ほど申し上げたようなことなんでしょう。今後この点につきましては、いろいろ問題の整理もいたしたいと思ひますが、なかなか問題自身が非常にむずかしい問題でございますので、どういふ内容でどういふふうに進めようかという点につきましましては、いまここでどういふ方法があるんじゃないかというのをなかなか申し上げにくい状態でございまして、

こでもっと明確に打ち出されて、今後この審議期間を通じて、本法の最大の盲点とも言うべきこの問題の解決のために努力をするのだ、こういう断固たる決意の表明を期待しておつたにすぎません。これ以上は申し上げません。

それから、これは政府の質問になる場面もありますが、先ほどちょっと触れておきましたように、どうも農民の労働者もよくない。したがって、農協の労働者もよくない。この農協の労働者を中心とする年金加盟者の労働関係というものもあまりよくない。こういうふうにならずと連鎖反応しているようですね。私は先ほど申しましたが、ただ一がいに言うのではなくして、常に基金の労使の紛争というものが起るがちであり、しかもこれが激化の一途をたどつておる。百日も争議が行なわれるというところは、いずれにしてみても、理事者においても困りになるでしょうし、職員も好んでそういうことをやりたいと思うわけでもございまして、そこで、私も当時関心を持っておりまして調べてみました。調べてみましたところが、今回の年金の労働者に対する平均のベースアップは千九百円、平均年齢二十八歳、農林公庫が二千六百円、平均年齢三十三歳、愛知用水公団が二千七百円、住宅公団が二千三百円というふうな、ベースアップの額も下回つておる。また、平均の給与実績というものが、他の公団に比べまして三千円ないし五千円も低い。一例をあげますと、大きいものにつぎましては、農林公庫との開き等において、同じ大学卒業で、十四年在職した場合

に、三十五歳で四千二百円も差がつくというふうなことになります。農林年金のほうがいかに低いです。同じく大学を卒業した人が農林公庫へつとめれば、十九年ぐらいつとめて八千三百円も給与が多い。これは政府関係機関の持つ矛盾だと思う。団体には団体固有の性格があるから、私は一がいにこれをすべてに適用させようとは言わない。しかし、このような大きな格差というものがあれば、働いておる人々はふんまんを持つことは当然だと思う。ですから、私は、これらの是正について、具体的な話し合いを通じて問題を解決されるべきであつたと思う。これが毎年毎年起こるわけです。非常に遺憾に思つておるわけですが、今度も、河野常務が理事者側として平均のベースアップを最初回答されたのは七割である。それで御病氣になつて、そのまま紛争の解決は他の人がかわつて取捨された。取捨が済んだから、あなたは御出勤になつた。こういう状態でありまして、一番重大な経理課と掛け金告知部門の無期限ストが行なわれておる。これは基金運用上の重大な問題です。もしあの状態が長く続けば、年金関係は一体どうなつたか。他の人が出てこれを收拾されて、ようやく先ほど申しましたように七・一九割、それも他よりアップ率は低い。千九百円というところで妥結を見たものの、本質的に持つ矛盾を解決しなければ、今後このような事態は免れないと思つておる。これは正をなさる御所存でございますか。私はあえてあなた一人を非難しようとは思ひない。要するに、掛け金率の算

定や徴収に支障を来たせば、基金の心臓部がとまることでもあります。そうすれば、事実上においてこの年金受給者に大きな迷惑を及ぼす、こういうことになると思うのであります。でありますから、特にこの年金団体の運営にあたっては、組合会の議決はもちろん、理事者も職員もほんとうに一体となつて、組合員の期待に沿うような運営が望ましいから、私は申し上げておるのであります。過去の運営について十分であつたとお考えになりますか。今後どのように改善をされようとお考えになりますか。伺っておきたい。

○河野参考人 ただいま職員の給与の問題に関連いたしまして、組合の運営の円滑なることを期せという御注意であつたかと思ひます。私ももできるだけ労働組合の諸君と円満に話し合いをいたしまして、組合の事業の運営につきまして、円滑化をはかりたいということを考えておるわけでございませう。さような点につきましては、今後とも努力してまいりたい、こう考えております。

なお、賃金の問題につきましては、政府関係機関としてそれぞれまた違つた体系もあり、また給与の実態であります。ただいま御指摘になりましたように、公庫等と比べますと、かなりの差額があるのでございます。こういう問題につきましては、今後ともよく研究をいたしまして、労働組合の諸君とも十分な話し合いをしてまいりたい、かように考えております。

○林委員 関連して。私も足鹿委員の意見と同意見で、きょう参考人をお呼びしたのは、共済組合制度の運用について率直に皆さんから御意見を聞い

て、政府にただすべき点はただしたいということだつたのです。ことに河野さんは運営の理事者ですから、運営上いろいろの難問題をかかえて悩んでおられると思うので、あなたからいろいろ聞いて、あなたから言ひにくいことをわれわれが政府に要望したりいろいろしたいと思つたのです。それが政府の答弁と変わりのないような御意見だつたから、足鹿さんも制度のことをほんとうにお考えになるから、若干不満だつたと思う。私も同じことなんです。

私は三点ほどお聞きしたいのです。が、先ほど足鹿委員からの質問があつたのですが、この制度の改正に伴つて、何か大蔵省と農林省の間に、準備金の増加額のことについて何か話し合いがあつて、取りきめまでしてあるという。私はいま足鹿委員の御質問で初めて聞いたのですが、そういう事実を知っているかどうか。それについて、組合総会で何かの意思表示をされているかどうか、その点をお聞きしたい。

それからもう一つは、今度の改正で、七十五号の「農林漁業団体への貸付けで農林省令で定めるもの」、これを特に入れるのは、農協ビルを二十億出して建てたいのだ、そのためにこれをやつて、実は農協ビルをつくるのだというのをわれわれ耳にしておる。

もう一つは、福祉事業団体の運営をどうしてこの組合では委託制度にしておるか。たとえば湯河原に七千万円出して——これは組合側の意見書にもあるわけですが、旅館をつくつた。その旅館が農林漁業団体職員の福祉のための旅館ならわかるけれども、一泊三千

円から三千五百円する。私は泊まったことがないから、よく知らぬけれども、何なら今度議員が行つて泊まってみようと思うのですが、そんな高い旅館を、しかも委託制度で、福祉事業団体がどんなにおかみを連れてきてやらしているか——おかみがやっているからだれがやつてゐるか、私は知らぬけれども、非常に不健康じゃないか、私はそう思います。だから、この改正をわれわれ議員は正面切つて政府のいうきれいでただで審議していたら、ばかにされてしまいます。だから、足鹿さんもああいふふに言つてゐるのです。

そこで、責任準備金の増加額について、大蔵省と農林省の間に取りきめか何かあるのか、それに対して組合総会で何か決議もしているのかどうか、それが一つ。それから七十五号の一項五号を特に入れるのは、そういう含みもあるのかないのか。ないというなら、絶対にそういうことがないのか。ないと言ひながら、あとでどんな建物か建てていくということでは、われわれ審議の席をはずさなければならぬ。それから福祉事業団体の委託方針の問題について、湯河原に七千万円ですが、これは坪十万円くらいになるのですが、旅館を運営している。しかも、その旅館の宿泊料は福祉施設としての性格を決して持つておらないということをしわれわれは聞いておる。その三つをお聞きしたいと思ひます。

○河野参考人 資金運用の問題につきましては、積み立て金の増加額の約三分の一程度を政府保証債の購入に充てるようにするということにつきまして、この法律を作成する段階において話があつたわけでございます。当初は

資金運用部に入れるようにしてはどうかというふうなお話もあつたのでございますが、私どももいたしましては、現在の資産運用の状況から見まして、資金運用部に入れるということにつきましては必ずしも適當でないということを申し上げたのでございます。その後、それでは団体貸し付けというふうな資金還元という面もある、そういうものにも関連いたしまして、政府のほうも補助金を出しておるといふ関連もあるから、政府保証債をかうこととして政府に協力してはどうかというふうな話があつたわけでございます。私どもも政府に對しまして、法律の内容等につきましてもいろいろ要望もしておりました。この段階におきまして農林、大蔵省の間でいろいろ話があつたようでございます。したがいまし、そういうような問題が解決いたしませんと、なかなか法律も提案になる運びにならぬというふうな話も漏れ承つておりました。早くこの法案をつくつていただく、また国会に提案していただくというふうな面からも、やむを得ないのではないかとこのように考えたのでございます。しかしながら、そういう問題の運営につきましては、われわれの意見も十分聞き取つてやつていただくということをしわれわれとしては希望いたしておるわけでございます。この問題につきましては、組合会においても話が出たのでございます。政府が一方的に行政権限できめつけるというふうなことはしないようにしてあげたい、こういう趣旨の決議があつたのでございます。その点を申し上げておきます。

○林委員 もう少しはつきり言つてもらいたいのですが、単なるそういう話し合いにとどまつてゐるのですか。もうそれは農林省と大蔵省の間で当該責任者の間の話がついて、さっきの足鹿さんの話のように、書面で取りかわしまでされてゐるのですか、どうですかということです。そして組合の決議は、われわれの希望をいれるようにというなまやさしい決議なのか、そういう農林省と大蔵省の正式な取りきめについては、われわれは賛成できないという決議なのか、もう少しはつきり言つてもらいたいです。さつき自民党の皆さんの御意見もあるように、私はあなたに質問するつもりはないけれども、政府に對する質問の材料として、組合の理事者はこうなんだということをおあなたに聞いているわけです。あなたを責めているわけじゃない。だから、その点は事実だけ言つてください。

○河野参考人 その点につきましては、私どもの仄聞するところによりまして、大蔵省と農林省の間で話がきまつておるというふう聞いております。それから組合におきまして論議がなされた主要な点は、この共済組合の余剰金の運用につきましては、この共済組合の目的を実現するために運用されなければならぬ、したがつて、行政権限をもつてこれを政府が一方的に措置をするというふうなことに對しては、そういうことがないようによ望する、そういう趣旨の決議があつたのでございます。

それから団体貸し付けの問題につきましては、かねて団体に對する貸し付

けの話が出ておったのでございます。これは資金還元という意味で団体の施設等についての貸し付けということを確認してもらいたい、これはかつて厚生年金当時に団体についてのあるワクの貸し付けがあつたわけでございますが、厚生年金から離れて当共済組合に移った際にそういうワクがなくなつたという経緯もございまして、ぜひこういう団体貸し付けの面を考慮してもらいたいという意見がかねてあつたのでございます。今回法律の改正にあたりまして、この団体貸し付けの面を要望いたしましたのでございます。ただいまお話のありましたのは、たしか農協会館のお話ではなからうかと思ひますが、その点につきましては、話はございませうけれども、この法律の改正の問題について、将来この改正ができるべきなというふうな問題の前に——具体的にはまだ出ておりません。話はありませうけれども、筋がどうかとこうだとかいふ具体的なものにまだなつておりません。したがって、今後この法律ができて、どういうふうな面にどういふわけで貸し付けをするかというふうなことがだんだんはつきりいたしまし、その線で、いまの農協会館のようないふ貸し付けにつきましても、適当であれば貸し出しをするということに相なるうかと思ひます。現段階におきましては、この法律ができて、その後これをどう運用するかという点も考え合わせまして、今後研究の課題にするということでございます。

それから、今度の福祉事業につきまして、委託の方式をとつておるといふ点につきましては、私も共済組合の仕事は大体管理事務が多いわけでございます。したがって、福祉事業のようにならざるを要するとか、そういったある程度事業的な面の強い仕事につきましては、やはり専門家をそこに入れて、運営していくということのほうに適當ではないかということも考へておつたのでございまして。そういう観点から、実はいろいろ考へてまいりまして、現在は財団法人の福祉団、農林年金福祉団というものに委託をいたしまして、主要な福祉事業の会館等の経営につきましては、委託をするというふうなところで現在やつておるわけでございます。これは厚生年金等におきましても、そういう形式をとつておる点もございまして、そういう点を研究いたしまして、実は考へたのでございます。

先ほど湯河原の旅館の件のお話が出ましたが、これは資金運用として取得したものでございまして、私も不動産を取得いたしました際には、たとえ福祉事業計画を策定いたしまして、その後不動産を取得する。たとえば土地を取得するといふような場合には、なかなか困難な面が多いわけでございます。したがって、常時不動産等につきましては、一定のワク内で確保しておくといふような方向でやつておるのでございまして、その際に資金運用といたしまして、取得をいたしまして、これがもし福祉事業計画が成り立つて、それに転用できるならばなし得るというふうな点もあわせ考へまして、従来不動産の取得をいたしておるのでございます。したがって、大體福祉事業計画が成り立ちまして、それに転用できるという際には、福祉事業計画を新たに設定いたしまして、それに転用するといふかっこうにいたしておるのでございます。

向島園につきましては、現在在むしる資産運用という形でこれを運用いたしておるのでございまして、将来あそこを福祉事業としてこの施設を転用することが可能であるといふことにはつきりなれば、福祉事業計画に切りかえまして、それに移すといふつもりでおるわけでございます。

○林委員 委員長にお願ひしておきたいのですが、いろいろ重大な問題が出てきたので、きょう参考人からお聞きしたい問題については、政府にただの聞いていられるところでは、大蔵省と農林省の取りきめについての共済組合の総会の決議は、あなたのおっしゃるようななまやさしいものではなくて、やはりこういう取りきめについては賛成できないといふことを決議していると聞いております。決議文の内容はあなたから見せていただければわかりますが、そういう総会で、さつき足鹿さんも言われたように、共済組合の最高意思機関である組合総会がそういうはっきりした決議をして意思を表明しておるのに、あなたがそれをほかすようなことをして、かつて農林省のお役人だったからといふことで、そういうことがあからうか知らぬけれども、そうばかりしてしまえば、あなたは職を離脱したことになる、あなたの責任問題になる。ですから、私は、そういう意味であなたに聞いているわけです。これは政府に徹底的に聞くつもりです。

それから向島園の問題につきましては、先ほどの嶋岡さんの説明にもありましたように、血の出るような金なんですから、これを湯河原の温泉旅館に何かに注ぎ込んで、様子を見て福祉施設に移すつもりだ、いまのところはそうして一泊三千円や三千五百円でもしかたがないといふような、そういう不健康な運営ではなく、もう少し厳格に考へてもらわなければいけないと思うのですよ、さつき言つたように、平均賃金八千円か、八千円にもならない諸君の千分の四十八か何かに今度なるわけでしょう。それから湯河原のおかみのへいへいしているようなところに金を注ぎ込んで、あなたそれでいいのですか。そこをわれわれは言うのです。そこを私は聞けなければ実情調査をしますよ、あなたの答弁で満足しなれば、だから、そういう点をもう少し厳格に、大事な金なんですから、運営してもらいたい。むしろ、共済組合の被受給者、被保険者のもと切実な金を借りたといふか、家を建てるのに土地がないから土地を心配してくれないかとか、要望が幾らでもあるのです。この要望を満たさないで、湯河原の温泉旅館などに注ぎ込んでおつて、関心を持たないのがあたりまえですよ。そこを厳重に考へてもらいたい。これは重要な運営の問題です。

以上で打ち切ります。

○高見委員長 湯山君。

○湯山委員 いま足鹿委員、それから林委員から御指摘がありました。これは河野常務理事については特殊な関係があると思ひます。それはなぜかと申しますと、この法律ができましたときに、あなたは政府側の立案者であつた。そのときに、この法律は実際に給付が始まるのは六年以後だから、それまでにはよくするのだといふ約束をしたおられます。それから整理資源の問題についても、これは読み上げてもいいのですけれども、それまでには何とかするよう大蔵省と話もできて、そういう話でございまして。さらにそれを裏づけるものとして、名前をあげて申しますけれども、川俣委員が約束しておる。そういうことについては農林省に在る間はそれを追及される、しかしながら、この点については、農林省を去つて農林団体等に関係するときに、なおさらに責任を追及されるものであるといふ覚悟をしておられるかどうか、これは速記録に残しますから、明確な答弁をしてください。こういう質問があつたのに対して、あなたを含めて政府委員の代表渡辺局長は、御指摘のとおり、立案者としての責任は、生きてゐる限り続くものと考えております。こうはつきりあなたと一緒に約束しておるのです。これは小山委員やその他の方がいろいろおっしゃいますけれども、そういうのを受けてのことですから、ひとつよく御了解を願ひなければならぬ。死ぬまで責任を持つていただかなければならぬ。こういうことなんです。

そこで、こまかいことを聞くのはやめまされども、そういう約束に立つて六年前に組合員にはそういう期待を持たしたわけですね。いよいよ今日改正になつて、さて新法、旧法の切りかえは、その六年前に期待を持たした人への何らの恩典もない、こういうことになつておる。

そこで、今度は常務理事としてお伺ひたいのは、どうすればいいか、どういふふうにするかといふ問題は解消するか、それは新法をさかの

ぼって適用することもあるかも知れません。あるいはその他の方法で、いまのような点について不平、不満がある人、失望しておる人にどうすれば一体納得させるような方法があるか、できるできないは別です。具体的にこういう方法がある、こういう方法が考えられる、そういうものがあれば、ひとつこの際お考えを述べていただきたいと思ひます。そのとおりやれというのではありません。ケースとしてこういうことをいうことも考えられるというものをひとつ述べていただきたいと思ひます。

○河野参考人 だいたいのお話、非常にむずかしい問題だと思ひます。私、この法律が制定される際に關係をいたしておりましたものといひまして、当時、国庫補助の問題につきまして、特に大蔵省といひる話し合ひをした経過はあるわけでございます。その際、この国庫補助の問題に關連いたしまして、厚生年金の場合でも積み不足というものがあつたから、そういうものの解決というやうなものがあつた場合にはまた考えられるのじゃないかといふやうなお話も出たことはあるわけでありまして。しかしながら、今日そういう問題についていろいろ政府の關係の方々とも話し合つておるわけでありまして、解決はなかなかむずかしいのでございます。それで、特にいまお話の出ました新法と旧法との合算の問題、これは先ほども申し上げましたように、この問題をどういふやうに解決するかといふことは、これは共済組合の一つの行き方というものがあつたわけですから、それをどういふやうに、どこら辺でとめるかといふことになる

わけです。もちろん、それは国庫補助なりなんなりといふもので補うといふことであれば問題はありませぬけれども、その問題につきましても、これは私も従来政府と話し合つた経験からいけば、いろいろ問題があるのじゃないかと思ひますが、その問題と、それから収支相等の原則を立てながら通算するといふ道があるかどうかといふことでございまして。これもなかなか私どももちょっと知恵が思ひ出せんけれども、むずかしい問題だと思ひますが、考えればそんなことではなからうかと思ひますけれども、その辺なかなかいい知恵は出ないと思ひます。

○湯山委員 これはこういうことになつてくるときに、たとえば最低額をどうするとか、あるいは厚生年金がそういうふうになつたときにどういふ方法をとるか、私は方法はないといふのじゃないと思ひます。専門家だからあると思ひますから、それをひとつなお御研究願つて、実際に運営してきただけで、どうにかひとつ、ほんとうに率直にそういうことについてはお述べいただきたいと思ひます。それから最後に、委員長の嶋岡さんにお尋ねいたします。

いまお述べいただいたことでよくわかりましたが、その中で、農協の職員

の年金制度がよくないといふのは、何と言つても、農協職員の給与がよく

なつていくといふことが、これは農林大臣も言われましたし、前のときに堀木厚生大臣も同じやうなことを言つておられます。そのためにいろいろやつておられるようですが、その農協職員の給与の引き上げについては、農民の反

発があるといふことをよくいわれま

す。そういう今日の農民の反発の中で給与を引き上げていく、こういうことは非常に困難じゃないかといふやうなことも心配されないうことは問題でございましてけれども、その点についてはどのようにお考えになつておられるか、あるいは農協の職員の待遇をよく

なつた、そのことによつて、実際には農民にサービスが向上して喜ばれるといふやうな、そういう事実があるかどうか。いわれておる農協職員の待遇の向上と、それから農民のそれに対する感情、それらについて、何かあれば、ひとつこの際話し合ひいただきたいことと、それから第二は、先ほど御陳述の中に、農協の幹部の人が組合に對して、たとえば会長が会わないとか、それから弾圧的な行動をとるといふやうなことがございまして、これは農林大臣も、先般私の質問に對して、不当な干渉をする、弾圧をする、そういうことがあつた場合には、農林省としても注意をするといふことを明言しておられます。組合をつくるという意図は、

先ほどお話のあつたやうな御意図であつて、自然發生的にできてくる。それに対して具体的に、弾圧するとか、あるいは組合のやういふ正常な運動を阻害するとか、結成を妨害する、そういうやうな事実があれば、この際ひとつお示しをいただきたいと思ひます。

以上二点です。

○嶋岡参考人 お答えさせていただきます。たいと思ひますが、第一点の農民の感情ですけれども、これは湯山先生の取り上げ方について、ひとつ実際の実感を訂正願ひたいと思ひます。世間では、農協の職員の賃金を引き上げることに農家の方々が抵抗す

る、こゝにいられておりますが、事實は

そうでないわけでございます。これは昨年の年末手当の問題なり、ことし春の各単協なり農協の賃金改善の問題の事實の中から出てきております。

一例をあげますと、長野県の塩尻市の片丘農協において、昨年の十二月下旬にその事実が出てきておりますのでよくわかりますが、実は農民の方々は、農協の職員といふものの労働關係とか待遇状況といふものを御存じでない状態の中で、職員が賃金を引き上げるのと、年末手当の支給増額を強く要求するといふことになると、一方的に理事者の意向だけ聞かれると、何か農協の経営には赤字を出してはいけ

ないのだ、だから収支予算の範囲内で支払ふことにしなければいけない、だから農協の職員の賃金を引き上げる、農協の経営が赤字になつて、それが農民の負担になるのだ、こゝういふ一方的な説明をされると、農民の方々は感情的に反発されますが、実は長野県の塩尻市の片丘農協の場合にはこゝういふ経過があつたわけなんです。当初農家の方々は、農協職員のやうな年末手当の支給増額には事實反對の態度を示されたわけなんです。ところが、農協の職員が、実際に農家組合長なりあるいは部落へ入つて、農家の方々に職員の待遇の状態、生活の状態を話して、農協経営といふものの本来的な方向を話されたら、それは農協同組合長が間違つておる、それは農民としても、農協の職員がやういふ生活の不安な状態では、おれたちのやういふおりの仕事もできないといふことで、逆に農民が職員を応援して、それで要求どおり実現でき

た。

これは随所にあるわけでございますが、はなはだしい例は、先般、私岡山へまいりました、岡山の単位農協の代表約数十名と賃金の問題で話し合つたときに、岡山の単協の職員はこんなことを言つておりました。現在一万数千

議題についておるわけですが、その中で、今日の農業協同組合長以下理事者の全部とは言わないけれども、多くの直接の常勤組合長以下の理事者が、真剣に農民のことを思つてやっているとのかどうか。今日常勤役員はみづから月給取りに成り下っている。決して産業組合——私たちの先輩が、時の資本の農村攻勢に対しては、命を捨てて、中には首つり自殺をする人も出たほど、自分のところの全財産を産業組合運動に投じて、農民の生活を守るためにやってきましたわけですが、ところが、今日は、みづからの報酬というものは、四万、五万、六万というように農業協同組合長みづから報酬を上げておいて、職員がそういう低賃金の状態の中で、私先ほどの陳述の中で申し上げましたように、五、六年前と今日とは違ふのだ、みづからがそのために要求しなければ出ないのだということで、要求するため労働組合をつくることについて、もう何か労働組合というものは——これは私もほとんど職員組合というのですけれども、そういうものをつくる、すぐ赤攻撃、いわゆる左翼のどうのこうの、そういうような左翼恐怖論を持ってきて、何か悪いことをするやうに、そういう偏見があるのです。これは近代資本主義の社会で、おそらく日本の農業協同組合の特徴ではなからうかと思うのです。職場に労働者として職員組合をつくるのが何か悪いことだ、そうしてそういうことをやると、反農民的、反協同的だということです。先生方にぜひひとつその点を——事実としては、たとえば最近労働組合の動きが、農協で非常に活発になってきました。これは先ほどの経済的背景です

ね。そういう中で、いままでの慣行として労働組合をつくっておりましたよな、たとえば組合活動の自由ということ、これは当然法律で保障されておるわけですが、それについても、きわめて不自由な形、賃金カットをするとか、あるいは労働協約の改悪ということ、事実上労働者が争議権を行なつても関係のないように、いわゆる労働組合の非組合員の拡大を、文書課の職員、電話の交換手あるいは自動車の運転手までというように、労働組合自身がきまるところで、かつては労働協約の中で不当に干渉してくるとか、あるいはその他団体交渉に対して、先ほど申し上げましたように、責任ある理事者がそれに参加しないとか、いろいろあるわけです。そういう点につきましても、全国連、県連、単協を問わず、出てきております。

また、それ以外の問題につきましても、単位農協に職員組合をつくることについて、実は県連、全国連の経営者は、そういう点は慣行として是認しておりますが、単協の組合長さんは、自分の単位農協に職員組合をつくるということは、何か自分が汚点を残すという感覚があるのです。すぐそれが何か農協の経営と相反する——私も常に組合長さんや、あるいは農協の県連会長さんに申し上げるのですが、農協の職員こそ、農協の経営の発展をだれよりも願つておるのだ、農協の組合長さんや県連の会長さんは、あつて農協がぶれても飯の食いはぐれということはないけれども、農協の職員は、農協がぶれたらあつたから失業者になるのだ、農協をよくするために、職員組合をつくつたのだ、こういうことを言つ

ておるのでございますけれども、その辺のことがなかなか理解されておられませんし、また、本来そのために農業協同組合の職員がみづからの組織をつくるということは、当然だれといえどもこれを阻害することはできないわけですが、事実として阻害されておる。こういった点をこの機会に私のほうからはっきり表明しておきたい、かように思います。

○高見委員長 以上で参考人の御意見に対する質疑を終わります。

参考人各位には非常に熱心に、しかも貴重な御意見をお聞かせくださいまして、まことにありがとうございます。きわめて大なるものがあると存じます。ありがとうございます。(拍手)

○高見委員長 この際、足鹿委員から資料要求に關し発言を求められておりますので、これを許します。足鹿君。

○足鹿委員 資料をお願いしたいのですが、先ほどの参考人との質疑応答の中で出てきました問題で、第一は、財団法人農林年金福祉団の規約、役員、職員数、事業計画、予算等参考となるべき事項。第二、農林年金の不動産の取得状況、所在地、地目、取得価額、利用状況、その他参考となるべき事項。第三、農林漁業団体職員共済組合の第一部改正案についての、伝えられる大蔵、農林事務当局の了解事項と称する文書。以上であります。

○昌谷政府委員 前段の二つの資料については、手元にございせんが、年金のほうから取り寄せ次第お届けできると思います。

最後にお述べになりました事柄につきまして、行政内部の文書でもございまして、また私もただで施行した文書でも公文書でもございせん。したがって、関係者とも協議の上、あらためて御返事させていただきます。

○足鹿委員 昌谷さん、それはおかしいじゃないですか。あなたがその当事者であるからといって、事實は事實として率直にお出しになったらよろしい。何もあなたがこの関係方面と相談をするとか何とかいうようなことを、率直にお出しなさい。

○昌谷政府委員 私は、お出しして見ていただけてけっこうだと思つております。ただ、いま申しましたように、これは行政官庁相互の法律案作成について、よくあることでございまして、取りかわしの覚え書きでございますから、対等の文書として相互に取りかわしたわけでございますので、一応念のため、相手方の了解も得た上で提出するものが、行政としての一つの仁義と申しますか、常識だろうと思ひます。したがって……。(足鹿委員「それはあなたのほうが解決すべきことであつて、要求した資料は出しなさい」と呼ぶ) おそらく御希望のとおりになると思ひますけれども、私としては、念のため留保をつけたわけでございます。御了承いただきたいと思ひます。

○高見委員長 次会は、明八日午前十一時より理事会、午前十時三十分から委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時十六分散会